

第六号議案 会則および細則の改正（案）

① 会則の改正について

小平市立中学校 PTA 連合会の解散決定に伴い、会則第 9 条 2 項を削除いたします。

(会則)

第 9 条

役員

1 本会に次の役員を置き、役員 10 名を本部と呼ぶ。

会長 (保護者会員) 1 名

副会長 (保護者会員 2 名と教職員会員 1 名) 3 名

書記 (保護者会員 2 名と教職員会員 1 名) 3 名

会計 (保護者会員 2 名と教職員会員 1 名) 3 名

~~2 小平市立中学校 PTA 連合会・当番校の年度は、役員を増員することができる。~~

3 役員の任期は定期総会から次の定期総会までとする。ただし、新役員は互選会の結果が確定後、総会準備のための活動を始めるものとする。

※PTA のてびき 6 ページ参照

② 細則の改正について

個人情報の観点から、細則第 3 条を削除いたします。

なお、こちらは令和 4 年度の第 3 回運営委員会にて承認済みの事項であることを会則第 18 条 2 項 (PTA のてびき 7 ページ参照) に基づいて報告させていただきます。

(細則)

第 3 条

弔慰規定

~~会員および会員の子供で本校に在籍する生徒に対する弔慰金は、5,000 円とする。~~

※PTA のてびき 9 ページ参照